

医歯学部と病院のセグメントの配分基準について

○第 3 回 WG において了承された内容

【全体】

- ①セグメント情報の「病院」は、「病院（医歯学部附属病院以外の病院を含む）」及び「診療所」を対象として設定する。
「施術所」は、「病院」には含まない。
- ②セグメント情報の「病院」に計上される「病院（医歯学部附属病院以外の病院を含む）」及び「診療所」に本院と分院がある場合の按分比について、本院と分院の取扱いは以下のとおりとする。
原則：本院と分院の違いを踏まえ、それぞれの按分比を設定する。
例外：本院と分院に共通する按分比とすることができる。

【共通経費】

- ③医歯学部とセグメント情報の「病院」双方に関連する共通経費については、面積比等を使って按分比を設定する。

【共通の人件費】

- ④医歯学部とセグメント情報の「病院の人件費の配分方法」は、教職員の勤務実態を元に設定する。
教職員の勤務実態を一定程度反映するための勤務実態の把握方法については、学校法人が合理的に説明できるのであれば、当該法人の裁量に委ね、当該方法により把握したデータを用いて按分比を設定する。

○今回整理いただきたい点

- ㊦「勤務実態の把握方法」の例として、国立大学法人で用いられているタイムレコード、タイムレポート、タイムスタディがあるが、それ以外にどのようなものがあるか。
- ㊧「勤務実態の把握方法」として認めることが適当でないものはどのようなものか（とくに会計監査上の観点から適当ではないものはどのようなものか）。